

2019年度「児童相談所夜間・休日電話相談業務」の委託に係る企画提案競技実施要領

1 委託業務の目的

児童虐待相談や子育て相談に迅速に対応し、子どもを守る体制を強化するため、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受けることができる体制を構築する。

2 予算上限額

4,700千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、予定価格を示すものではない。

※ 委託料支払いは、委託業務完了後となる予定。

3 委託内容

別添「仕様書」のとおり。

4 委託期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は、暴力団若しくはその暴力団員（同法第3条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人等でないこと。

6 スケジュール

- (1) 実施公告 平成31年3月 7日（木）
- (2) 企画提案書等提出期限 平成31年3月19日（火）
- (3) 審査結果通知(予定) 平成31年3月22日（金）

7 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 企画提案競技参加申込書（様式第1号）

- (2) 企画提案書

次の各項目に従って提案内容をわかりやすく記載し、提出すること。

- ① 相談体制

電話回線や従事者の配置体制等

- ② 実施場所

相談者に関するプライバシー保護の確保状況

- ③ 過去の受託実績

- ・ 過去5年間における児童虐待電話相談等の同種の業務委託の受託実績の有無。有りの場合、発注者、契約期間等の概要
- ・ 過去5年間における類似の電話相談（いじめ、児童福祉、自殺等）の業務委託の受託実績の有無。有りの場合、発注者、契約期間、業務内容等の概要

- ④ 相談従事者
業務従事者における仕様書に定める資格・経験別の人数
 - ⑤ 研修等の体制
従事者のサービスの質の維持・向上等に対する取組
 - ⑥ 個人情報の保護
個人情報保護に対する取組状況
 - ⑦ 業務管理体制
責任者の設置等の業務管理体制や当該責任者の経験等
 - ⑧ 経費の妥当性
見積金額の妥当性
 - ⑨ その他
業務遂行にあたり、アピールポイント
- (3) 見積書
- ア 見積書には積算内容を明記すること。
 - イ 見積金額の表示は、税抜金額、消費税及び地方消費税額、合計額を記載すること。
 - ウ 様式は任意とする。
- (4) 提出期限
電子媒体、紙媒体（1部）の両方を提出することとし、提出期限は次のとおり。
平成31年3月19日（火）午後5時まで
- (5) 提出先
電子メール、紙媒体とも「15 企画提案競技及び手続き業務を担当する部局等」記載のとおり。

8 質問の受付

- (1) 質問の提出方法
本業務に関し質問がある場合は、以下により行うこと。
- ①宛先 電子メール (kodomo-katei@pref.miyazaki.lg.jp)
 - ②件名 児童相談所夜間・休日電話相談委託事業に係る質問
 - ③受付期限 平成31年3月13日（水）午後5時まで
- (2) 回答について
質問を行った電子メールのアドレスあてに返信を行う。

9 選定方法

審査は、「児童相談所夜間・休日電話相談委託業務選定委員会」（以下「委員会」という。）において、提出のあった企画提案書等を審査し、最優秀の企画提案競技参加者を選定する。

- ・ 選定時期 平成31年3月20日（水）
- ・ 選定結果の通知 企画提案競技参加者に対し電話及び書面により通知

10 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- イ 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき
- ウ 同一人が二件以上の提案をしたとき
- エ 提案に関してその他不正の行為があったとき
- オ 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき
- カ 電子媒体又は紙媒体のいずれかしか提出しないとき
- キ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

1 1 業務提供事業者の決定

- (1) 最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で契約を締結する。
- (2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

1 2 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

1 3 入札の効力に係る留意事項

- (1) 本入札については、宮崎県の平成31年度当初予算が議決され、平成31年4月1日以降に本業務に係る予算の執行が可能となった時に効力が生じる。
- (2) 本入札に係る効力が生じない場合においても、入札への参加や事前の準備等に要したすべての費用は一切補償しないものとする。

1 4 その他

- (1) 提案に必要な費用は各提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返還しない。
- (3) 提出された提案書は提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限以降における参加申込書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 参加申込書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加資格申請書又は提案書を無効にする。
- (6) 見積額については県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (7) この説明書に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

1 5 企画提案競技及び手続き業務を担当する部局等

宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課

児童支援担当（県庁3号館3階）

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

電話：0985-26-7570

FAX：0985-26-3416

電子メール：kodomokatei@pref.miyazaki.lg.jp